



市場事務所便り

社会保険労務士 市場 敬将

〒381-1231
 長野市松代町松代 9 0 8
 電話 : 026-278-3555 F A X : 026-278-3540
 e-mail : ima@ichiba-sr.com URL: www.ichiba-sr.com

長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導結果より

◆約 11,000 事業場で違法な時間外労働

厚生労働省が公表した、平成 29 年度に長時間労働が疑われた事業場に対して実施した労働基準監督署による監督指導結果によれば、対象となった 25,676 事業場のうち、11,592 事業場で違法な時間外労働を確認し、是正・改善に向けた指導を行ったそうです。この監督指導は、時間外・休日労働数が 1 ヶ月当たり 80 時間を超えていると考えられる事業場や、長時間労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場を対象に実施されたものです。

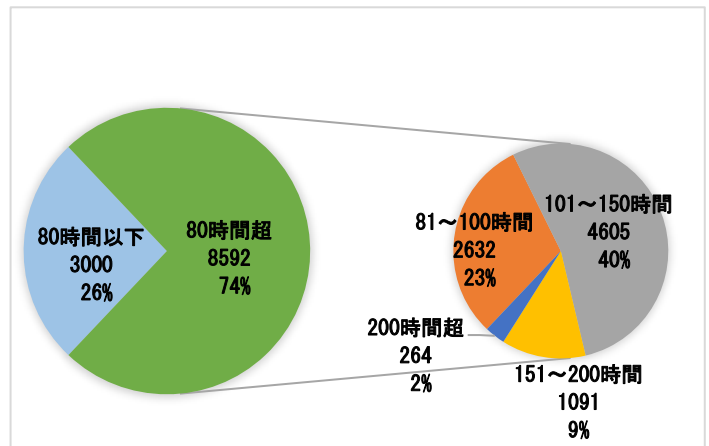
◆8,592 事業場で月 80 時間超の時間外・休日労働

また、この違法な時間外労働があったもののうち、時間外・休日労働の実績が最も長い労働者の時間数が 80 時間を超えるものは 8,592 事業場と、7 割以上を占めています。さらに、月 100 時間超は 5,960 事業場 (51.4%)、月 150 時間超は 1,355 事業場 (11.7%)、月 200 時間超は 264 事業場 (2.3%) となっており、大幅な長時間労働が常態となっている事業場も少なくないことがわかります。

主な業種別 監督指導実施事業場数

主な業種	監督指導実施事業場数	違反事業場数
製造業	5,841	2,930
運輸交通業	4,095	2,541
商業	3,595	1,657
接客娯楽業	1,845	1,020
建設業	3,014	791
教育・研究業	1,016	322
その他	6,270	2,331
合計	25,676	11,592

時間外・休日労働時間が最長の者の実績



◆健康障害防止措置が不十分な事業場も 8 割

健康障害防止に関する指導内容としては、長時間労働を行った労働者に対する医師による面接指導等の

「過重労働による健康障害防止措置」が不十分なため改善を指導したものが20,986事業場と、約8割を占めています。

◆監督実施事業場における労働時間の管理方法

監督指導を実施した事業場における、労働時間の管理方法としては、2,328事業場で使用者が自ら現認、8,492事業場でタイムカード、4,867事業場でICカード、IDカード、9,494事業場で自己申告制により確認し、始業・終業時刻等を記録していました。

◆働き方改革により一層求められる長時間労働の是正

6月に成立した働き方改革関連法においては、長時間労働の是正が大きなテーマとなっており、今後も行政の監督指導はより一層強化されることが予想されます。企業としては、これまで以上に、長時間労働是正や労働時間管理の問題に注力していくことが求められるところです。

最低賃金が3年連続で3%増加へ



◆政策通りの引上げに

厚生労働省の中央最低賃金審議会は、今年（平成30年）度の地域別最低賃金額改定の目安を公表しました。

今年度の引上げ額の全国加重平均は26円（昨年度25円）、改定額の全国加重平均額は目安通りに上がれば874円（同848円）となります。また、引上げ率は3.1%で、3年連続3%以上の引上げを確保し、政府が昨年策定した「働き方改革実行計画」に沿う形になります。

◆地域別最低賃金の目安額

各都道府県に適用される目安のランクは以下の通りです（都道府県の経済実態に応じ、全都道府県をA B C Dの4ランクに分けて、引上げ額の目安を示しています）。

- ・Aランク（+27円）……埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪
- ・Bランク（+26円）……茨城、栃木、富山、山梨、長野、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、広島
- ・Cランク（+25円）……北海道、宮城、群馬、新潟、石川、福井、岐阜、奈良、和歌山、岡山、山口、徳島、香川、福岡
- ・Dランク（+23円）……青森、岩手、秋田、山形、福島、鳥取、島根、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

現在、各地方最低賃金審議会で上記の目安を参考に調査審議が行われており、その答申を経て、各都道府県労働局長が地域別最低賃金を決定し、10月から適用になります（発効日は都道府県によって異なります）。※長野県は795円から821円となります。

◆地域間格差の拡大も……

政府は、最低賃金を毎年3%程度引き上げ、全国加重平均額を1,000円にする目標を掲げています。最低賃金が高い東京都（985円）と神奈川県（983円）は、1,000円に近づいている一方、19県では700円台であ

ることから、地域間格差の拡大も指摘されています。

【厚生労働省資料】

https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000172722_00001.html

労働時間の把握、来春より管理職にも義務化



◆労働時間の記録と保存

来年4月から、いわゆる「管理職」の労働時間把握と、その記録の保存が企業に義務づけられると報道されました（日経新聞7月31日付）。現状でも、企業はタイムカードやパソコンなど「客観的な方法」により労働者の労働時間を記録し、3年間分保存しなければなりません（厚生労働省「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」）。この範囲に、新たに管理職も含まれるとのこと（取締役ら経営陣は対象外）。

◆労基法の管理監督者

労働基準法の「管理監督者」は、労働時間や休日の規定の対象外とされています（ただし深夜割増賃金の支給や年次有給休暇の付与は必要）。管理監督者は、経営に参画する立場として、自らの労働時間に一定の裁量があるためです。そのため、管理監督者の労働時間の把握や保存の義

務はありませんし、それゆえ現状で管理監督者の労働時間管理はなおざりという企業もあるでしょう。

◆改正安衛法の「面接指導」

一方、今回の労働時間把握義務は、労働安全衛生法（安衛法）上の「面接指導」を目的とする趣旨です。安衛法は、管理職を含むすべての労働者の健康管理等を目的としています。

該当条文は次の通りです。「事業者は、（略）面接指導を実施するため、厚生労働省令で定める方法により、労働者（略）の労働時間の状況を把握しなければならない。」（改正第66条の8の3）。

◆管理職の過重労働にも注意

条文等で明らかなでない詳細については、今後の政省令等を待つこととなりますが、さしあたり企業の実務上、現在一般社員が行っている出勤記録と同じことを、管理職にも徹底させる必要があります。

去年は、大手電力会社の課長職の過労自殺や、ドーナツのフランチャイズ店の店長（「名ばかり管理職」と批判されました）の過労自殺など、管理職の過重労働に関する報道も少なからずありました。

一般従業員だけでなく、管理職の過重労働にも注意していきましょう。



～今月のことば～

これまで沖縄の人たちは、言いたいことがあっても言葉をのみ込んできました。しかし、私だけは政治的に死んでも肉体的に滅んでも、沖縄を代表して言いたいことを言おうと思いました。

それでも何割かは口に出しません。

けれども以前は三割しか言えなかったことが、六割ぐらひは言えるようになりました。

その意味で、いま私がなしている政治は私でなければできないという自負はあります。そして沖縄の心を一つにしたいという思いは私がいちばん抱いていると信じています。

どんな環境にあっても、大きな壁に当たっても、それでも負けずに力を尽くすというところに人が生きていく価値があります。難しいからといって一歩でも下がろうものなら、子や孫に責任を持った政治は実現できません。

それは言うほど簡単ではありませんが、まずそういう生き方を志すことです。

私たちが屈することなく立ち向かっていく姿を子どもたちに見せれば、子どもたちは子どもたちなりの判断をして力強く生きていくと信じます。それこそが長い目で見れば、私たちの未来を切り開く力になるのだと思います。

『戦う民意』 翁長 雄志 著

～事務所よりひとこと～



今年の夏は全国で 40 度以上を観測した地域も多くあり、記録的猛暑となりました。私の出身地の岐阜県多治見市もその一つで、最高気温で全国の上位を争っている(?) 町です。毎年ニュースで故郷の名前を聞くようになると、夏がきたことを実感しています。

8月に帰省した時には、車を降りた瞬間「そうそう、この暑さ！」と懐かしむのも束の間、サウナにいるようにじっとりとまとわりつく暑さと喉を通る空気の熱さに呼吸もしづ

らく、外にいるとみるみるうちに体力が奪われていきます。盆地のせいかな夜は風がぴたりとやみ、空気が止まるのを感じます。ちなみに、この暑さにも関わらず多治見市の小学校は教室のエアコン設置率が0%ということに驚かされます。

その点、長野は朝夕になると吹き抜ける風がさわやかでとても心地よく感じます。エアコンの利用も日中の限られた時間だけで済み、私の中では長野のさわやかなイメージはまだ崩れていません。長野は夏を惜しむ間もなく秋が早足でやってきて身体が追いついていかず、この時期は決まって鼻風邪をひいていますが、故郷のあの暑さを少しだけ懐かしく思い返しています。(寺島)

【お知らせ】

◆算定基礎届により、被保険者の新しい標準報酬月額が決定致しました。

後日、標準報酬決定通知書と保険料案内を送付致しますので、

10月支払いの給与より(当月控除の場合は9月支払いの給与より)、社会保険料の変更をお願い致します。

ご不明な点は当事務所までお問い合わせ下さい。

